

大阪市西部地区

# 診療に関わる民法改正を解説

## 西協会顧問弁護士が講演



深解保 西氏 12月6日、大阪歯科保険医会館で講演した。

### 医療契約とは

歯科診療行為に関する契約は「委任契約」とされ「請負」ではないため、疾病を治すことは契約内容にはならない。その本質は、契約目的を達成するために医師・患者

双方が誠実に努力・協力することである。高齢者、特に認知能力に問題がある場合や未成年者の場合、矯正など治療が長期におよぶことが予想される場合は、その特性

「治らない」、「治療前の説明とは違う」など治療結果が患者の期待通りではない。患者のクレームの多くは、カルテの記載と治療経過の不一致、説明不足、カルテの保存期間、プライマリ医療機関として要求される水準の医療行為を、誠実に行ったかどうか問われる。治療費の返還に際しては、和解契約の要件に即した文書を作成する。ポイントになるのはその「合意」によって、どのような紛争がどのよう最終的に解決されるのかである。

### 患者クレーム

一方で、応召義務の対象ではないような理不尽な要求には毅然とした対応が重要である。(港区・富本昌子)

大阪歯科保険医会館で講演した。

大阪歯科保険医会館で講演した。協会の顧問弁護士西氏が、▽診療契約の本質▽カルテ記載と保管期間▽クレーム対応と損害賠償請求—などを中心に民法と歯科診療の関わりについて解説した。

### カルテの保存

診療内容を判断するにあたり、カルテは診療行為の正当性・妥当性を根拠付ける重要な一次資料となる。カルテの保存期間は5年だが、損害賠償請求期間との関係では10年、できれば20年が望ましい。債務不履行に基づく損害賠償請求権の時効期間は10年、最長の場合、治療後20年にもなる。改正民法では原則5年に短縮されたが、2020年4月1日以前の治療行為に基づく債権は10年のままである。

治療結果が患者の期待通りではなくても直ちに違法とはならない。患者のクレームの多くは、カルテの開示請求と治療経過の説明を求めるところから始まるので、プライマリ医療機関として要求される水準の医療行為を、誠実に行ったかどうか問われる。治療費の返還に際しては、和解契約の要件に即した文書を作成する。ポイントになるのはその「合意」によって、どのような紛争がどのよう最終的に解決されるのかである。

## 19・20年度 第20回 理事会報告

2020年12月12日(土) 午後2時30分～5時30分

### 【新型コロナ対応】

- ・新型コロナにかかる大阪府の医療非常事態宣言への対応として、協会の会議はWEB参加を中心に開催することを決めた。
- ・会員の状況をつかむための会員アンケートに取り組むことや、国や大阪府などに医療機関の減収に対する追加支援や、衛生用具の安定供給、PCRや抗原検査の確保を求めて働きかけることを決めた。

### 【会務運営】

- ・評議員会、総会に向け、役員選考委員の委嘱を行った。委員は正副理事長、評議員会正副議長、地区責任者、監事の計20人。
- ・機関会議の参加にあたり、感染した場合の健康リスクが高いと判断される場合、WEB参加か、会議参加を自粛する。専門部会や地区の会議、取り組みの開催の可否については、各責任者が判断する。

## 堺市議会



堺市で開業する江原豊氏(堺・高石・和泉地区責任者)が、12月14日に開かれた堺市議会(日本歯科医師会調査)を以て意見陳述し、コロナ禍における歯科医療機関の窮状を訴えた。同地区では11月に同市議会に陳情し、▽医療従事者への定期的なPCR検査の無償実施、▽すべての医療機関に対する十分な衛生材料の提供、▽受診手控えが起るよう歯科治療の安全性と重要性の市民への発信—などについて要請した。

## 江原地区責任者が陳述

江原氏は、治療時の感染対策を紹介。厚労省が示す通り、標準予防策に加え、歯を削るなどエアロゾルが発生する可能性がある手技では、ゴーグルやフェイスシールド、ガウンや手袋などの対策を講じていると述べ、「未だ衛生材料が高騰しており、グループなど手に入りづらい状況が続いている。医療機関に強いられる負担は非常に重いと一言を述べ、市として衛生材料を追加支給するよう求めた。

江原氏は、緊急事態宣言の解除から半年を経た今も、院内感染を恐れて歯科医院には患者が戻らない状況を紹介。治療を中断している患者においては、8割も歯科治療による感染は報告されていない」と述べ、市民の不安を拭い、受診を促すためにPCR検査の拡充と歯科治療の安全性と重要性を広報することを要請した。

このままでは必要な治療の手控えにより、重症化するリスクが懸念されると訴えた。そのうえで、「歯科医院は従来、高度な感染対策を取っており、国内においても歯科治療による感染は報告されていない」と述べ、市民の不安を拭い、受診を促すためにPCR検査の拡充と歯科治療の安全性と重要性を広報することを要請した。

## 行事案内

お申し込みは 電話06-6568-7731

開催中止

### 1月度生涯研修「魅せる口腔の粘膜・骨・神経の疾患の診断と治療—盲信してはならない都市伝説がある」

日時 2021年1月24日(日) 午前10時～午後1時  
会場 M&Dホール  
講師 大前政利氏(りんくう総合医療センター口腔外科部長)

### 北大阪地区・北部地区共催オンライン併用講習会(会員限定) エンド由来歯痛詳説—歯内療法—筋40年で知り得たこと—

日時 2021年1月30日(土) 午後6時30分～8時30分  
会場 M&Dホール、オンライン  
講師 長谷川誠実氏(東淀川区長谷川歯科クリニック/元・兵庫医科大学歯科口腔外科学講座講師)

※オンラインを希望する場合、e-mail: n.osakasika@gmail.com まで「1/30エンド参加希望」、会員名、医院名、メールアドレス、電話番号を記入。1/27(水)に参加URLを送ります。

## 医院経営

### 転ばぬ先の法律相談

コロナ禍を受け経営が苦しく借金の返済ができません。民事再生があることを聞きました。経営は継続できるのでしょつか。

民事再生は債権者の同意のもと事業再建を行う手続きで、担保を取られない債権をカットすることで債務の負担を軽減することができます。民事再生は経営者や役員が辞任する必要はなく、引き続き現経営陣による再生が可能です。

債権の免除額や免除後の返済方法などの再生計画は債務者自身が定められます。ただし、債権者の過半数かつ債権総額の1/2以上の同意が必要で

## 第11回 コロナ禍の経営悪化で倒産の危機に 閉院せず続けられる方法がある？

## 条件・手続き異なる「民事再生」と「個人再生」

す。弁済期間は最大10年です。

債務者が個人事業主で、かつ負債が5000万円以下の場合、小規模個人再生手続(個人再生)も可能です。この場合、負債額にもよりますが、最大で負債を1/10に減らすことができ、これを原則3年で返済することになります。また、住宅ローン特則を使うことで抵当権の設定されている住宅も手放さずに負債を減らすことができ、す(住宅ローンの返済総額は減りません)。ただし、住宅兼医院として利用している場合、床面積の半分以上を住宅として利用していることが条件となります。

そのほかにも民事再生を使う条件や手続きには複雑な点があります。検討されている方は弁護士にご相談ください。(弁護士・遠地靖志)



イラスト・辻井タカヒロ